消費者保護法および施行法の概要 (GEコンシューマー・ファイナンス株式会社 土屋監査役提出)

消費者保護法および施行法の概要

日本の金融庁が消費者金融の実務に関して種々の提案をご検討されているのに際し、特に米国における既存の消費者保護法および施行法に関して次の情報を提供させていただきます。

I. 広告の規制

連邦による広告の規制

A. 貸付真実法の規制を受ける広告

連邦貸付真実法(15 U.S.C. § 1601 以下)によると、貸金業者が広告し得る事項は、消費者が実際に得られる、または得られると思われる条件のみである。また、手数料の率の情報など、レギュレーション Z の第226.16 条で求められる、当初開示の中で開示すべき条件を広告に記載するのであれば、次の事項の開示も明確かつ目立つ形で広告に記載しなくてはならない。(1)課せられる可能性がある当座手数料および類似の料金。(2)適用の可能性がある定期的な料率、(3)課せられる可能性がある会費または参加費。

さらに、求められる開示が表または一覧表の形で開示内容の判断ができるほど十分に詳しく情報を提供する場合には、第 226.16 条は数ページにわたる広告または電子的伝達手段を用いる広告の利用を認めている。

B. 連邦取引委員会法と広告

連邦取引委員会法(以下「FTC法」という。)(15 U.S.C. § 45)によると,連邦取引委員会(以下「FTC」という。)および金融当局には,いかなるメディアに掲出する融資の広告に関連するものを含め,「不公正または欺瞞的な行為または慣行」を禁ずる広い権限が与えられている。したがって FTC および金融当局は,特定の銀行法または消費者金融法の範囲には必ずしも含まれない容認しがたい商慣行に対処するため,FTC 法をますます多く援用するようになった。

FTC 法は不公正または欺瞞的な行為または慣行を規制する主たる連邦法であるが、FTC そのものは何が不公正で何が欺瞞的なのかについてはあまり多くの解釈を打ち出していないが、この問題について二つの公式なステートメントを発表している。「不公正に関する FTC 政策ステートメント」(不公正政策)を 1980 年に発表し、1984 年に改訂した。またもうひとつの指導方針である「欺瞞に関する FTC 政策ステートメント」(欺瞞政策)を 1983 年に発表し、1984 年に改訂した。この二つのステートメントは、広告を含め、特定の慣行が不公正または欺瞞的であるかどうかを判断する場合に FTC が考慮する諸要素を規定している。

不公正政策は,「消費者権利の不当な侵害」に関連する諸要素を挙げている。不公正な事実として認定されるには,当該侵害は,(1)相当程度で,(2)消費者の,または競争によって生ずる利益を相殺するにはいたらず,かつ(3)消費者が合理的に行動しても回避できないものでなくてはならない。

欺瞞政策は、欺瞞かどうかを判断するにあたり次の諸要素を分析する、と説明している。(1)表示、脱漏または慣行が消費者の誤解を招く可能性があるかどうか。(2)消費者の視点から見て当該慣行に合理性がある。(3)行為または慣行の重大性、すなわち、当該行為または慣行が,製品ま

たはサービスに関して消費者の行動または決定に影響を与えて消費者の権利を損なう可能性があるかどうか。

C. オンライン広告に対する FTC の指導

第5条による権限を行使し、FTCは「ドットコム開示」(以下「オンラインガイダンス」という。)と題するオンライン広告に対する指導を公表した。その大原則は、オンラインマーケティングに対するFTCの指導に反映されている。オンラインガイダンスによると、オンライン広告の内容は、次の広告法の3つの基本原則に従わなくてはならない。

- 広告は真実であり、誤解を招く性格のものであってはならない。
- 広告主はその訴求したことを実現できなくてはならない。
- 広告は不公正であってはならない。

欺瞞を防止するために必要な情報は、「明確かつ目立つ性質」のものでなくてはならない。この 「明確かつ目立つ」という基準は、広告の性格に依存する。しかし、考慮すべき要素としては、 次のようなことが挙げられる。

- 説明的情報の掲出、およびその謳う主張との関連性。
- 開示事項の顕著性。
- 開示から注意を奪ってしまうようなものがサイト上にあるかどうか。
- 広告との相対的位置関係を含め、守秘開示事項の位置(一般的には、ガイダンスでは、免責条項を読むためにリンクへのクリックを消費者に求めなくてすむようにすべきであるとされている)。
- 開示事項の長さ。

FTC はまた、ウェブブラウザーは種類によってウェブページをいろいろな形式で示すことがあり、 そのために特定の開示事項の効果がブラウザーに依存することもある、と注意を呼びかけている。 また、大きさ、色、グラフィックスのようなその他の諸要素も開示事項を強調するのに役立つ。

オンラインガイダンスもまた、FTCの他のルールは「書面の」、「書面による」、「印刷した」、「ダイレクトメール」などの用語を使っているが、これらはオンライン広告にも適用されるものと見られる、と強調している。

D. 欺瞞的な慣行に関する州法

ほぼすべての州では、不公正で欺瞞的な慣行に関する法律がある。それらの多くは FTC 法に類似しているが、それらの大部分は広告に適用される。しかしながら FTC 法と異なり、州法の多くは消費者に個人として裁判で提訴する権利を付与している。たとえば、カリフォルニア州法は広告に虚偽または誤解を招く記述を禁じている。禁止は広く適用されていて、消費者金融の場合にも通常は適用される。関連ある部分で、カリフォルニア州法は「不実なもしくは誤解をもたらす、不実なまたは誤解を招くと知られた、または合理的な注意を払っていれば不実であることまたは誤解を招くことが判明する」広告を禁じている。この規定の違反は軽罪であり、6か月以内の禁固刑または2,500ドル以下の罰金またはその双方が課せられる。

同様に、イリノイ州の消費者詐欺欺瞞商慣行法は、「取引または商いを行うにあたり、欺瞞的詐欺、虚偽的見せ掛け、虚偽の約束、虚偽の表示、または故意に事実の隠蔽、削除もしくは省略」を利用しまたは使用することを、実際にだれかが誤解し、騙され、損害を受けたかどうかを問わず、違法としている(815 III. Comp. Stat. 505/2)。このイリノイ州法は、消費者金融を業務とし

て行い種々の列挙した貸付行為の違反を犯した者を, 法の趣旨内で有罪とし当該行為のために訴追される可能性がある, と定めている。

E. 英国における金融の広告

消費者金融を提供する広告は,2004年消費者金融(広告)政令により規制されている。同政令は1974年消費者金融法第24条を施行するためのものである。同政令は、広告が消費者金融の性格および実際のコストを公正にかつ総合的で確実に示すべきことを趣旨としている。同政令によると、広告には重要な点において虚偽または誤解を招く情報を記載してはならない。

同政令は、消費者金融およびその仲介業務に関する大部分の広告に適用されている。それらは次のようなものを含むあらゆる形式の広告に適用される。

- 印刷物、例えば新聞、チラシ、ビラ、カタログ、広告板。
- テレビ、ラジオ。
- インターネット。
- テレテキスト(文字多重放送)。
- テレマーケティング。

米国におけるテレマーケティングの規制

連邦の主要なテレマーケティング法は、電話消費者保護法(以下「TCPA」という。)である。 同法は連邦通信委員会(以下「FCC」という。)および FTC が主管する¹。以下の立論は、主に FCC ルールを取り上げる。それは FTC ルールと実質的に同一である。

A. 連邦の発信禁止リスト

連邦電話発信禁止(以下「DNC」という。)リストは,2003年3月制定の法律によって正式に認められた 2 。2005年9月現在,米国では6400万件を超える電話番号がDNCリストに登録されている。同法と施行政令では,DNCリストに掲載されている家庭の電話番号に対する電話での勧誘は違法となっている 3 。DNCへの登録は5年間有効である。具体的には,DNCリストは,電話による勧誘,すなわち,勧誘のための発信に許可を与えていない家庭加入者に対する,既往の取引関係 4 にはない発信者,免税の非営利資格を有しない発信者よる,商業的発信を禁止している。

B. 会社固有の DNC リスト

² 電話送信禁止実施法,公法第 108-10 号,117 Stat 557(2003)。15U.S.C. §6101 で立法化。

¹ 47 C.F.R. § 227

³ 47 C.F.R. § 64.1200(c)(2).

⁴ 47 C.F.R. §64.1200(a)(2)(iv)-(v). 既往の取引関係とは,「ある家庭用電話加入者がある団体から当該電話の直近 18 か月以内に行った購入または取引を基礎として,またはある家庭用電話加入者がある団体に当該電話の直近 3 か月以内に行った当該団体が提供する製品またはサービスの問い合わせまたは申込みを基礎として,当該の者または団体と当該家庭用電話加入者の間に対価の交換を伴い,または伴わずに任意による双方向の連絡によって形成された関係で,いずれの側からのこれまで終了させなかったもの」をいう。同上, § 64.1200(f)(3)。

テレマーケティング業者は、「自社固有の」発信禁止リストを保有していなくてはならない⁵。 テレマーケティング業者が会社固有の発信禁止リストへの登載を求められた場合には、合理的な 期間内に (30 日以内) にその要求を満たさなくてはならない⁶。同法によると, 自社固有の発信 禁止リストへの登載を求めた消費者に対する電話は違法となる。

C. 時間帯による制限

発信可能な消費者に発信する場合でも、同政令は、会社が電話で勧誘することができる時間帯を 制限している。これは「資産、商品またはサービス・・・の購入、レンタルまたは投資を促進す る目的で電話を発信すること」と定義されている⁷。この定義に該当する電話は、午前8時前ま たは午後9時後は家庭用電話に発信してはならない。

D. 自動ダイヤル電話,人工音声または録音によるメッセージ

さらに、同政令は自動ダイヤル電話、人工音声または録音によるメッセージを制限している。た とえば、マーケターは、自動ダイヤル電話装置、人工音声、録音済み音声を利用して、緊急を要 しない商業的な電話を,緊急電話回線⁹、病院の待合室もしくは病室¹⁰、または携帯電話¹¹にかけて はならない。

米国における e-メールによるマーケティングの規制

連邦 CAN-SPAM 法は, e-メールによる広告を禁止するものではない¹²。ただし, 同法は, 詐欺的 で誤解を招く方法を禁止し、商用電子メールであることを示す文言を付加すること、および当該 送信者からのその後のメールの発信を中止する手段を受信者に与えることをその送信者に要求し ている。同本法はまた、強制力を伴う措置を違反者に加える権限を FTC および州当局に与えて いる。

A. 本法の対象は主として「商用電子メールメッセージ」

⁵ 同上, § 64.1200(d).

⁶ 同上, § 64.1200(d)(3). ⁷ 同上, § 64.1200(f)(9).

⁸ 同上, § 64.1200(c)(1).

⁹緊急電話回線には、「病院、医師、またはサービス施設、医療施設、中毒救急センター、消防署、 警察署・・・の 911 番およびその他の電話」が含まれる。47 C.F.R. § 64.1200(a)(1)(i)。

¹⁰ 具体的には,そのような発信を「病院,医療施設,老人ホーム,または同様の施設の入居者室,病 室の電話回線に行ってはならない」。同上, §64.1200(a)(1)(ii)。

¹¹ そのような電話を「ポケットベルサービス、携帯電話サービス、特殊な移動無線サービス、その 他の無線コモンキャリアサービス、またはその他の受信側が課金されるサービス」に発信することは 認められない。同上 §64.1200(a)(1)(iii)。

^{12 2003} 年無承諾ポルノ・マーケティング攻撃を規制する法律、公法第 108-87 号(117 Stat. 2699) (2003)) , 15 U.S.C. § 7701-13; 18 U.S.C. § 1001, 1037; 28 U.S.C. § 994; and 47 U.S.C. § 227 で法制化 (以下「CAN-SPAM 法」 または 「本法」という。)。

CAN-SPAM 法は「商用電子メールによるメッセージ」を主たる対象としたものである。商用電子メールとは、「商業的な広告または商品またはサービスの販売促進(商用目的のために運営するインターネットウェブサイト上のコンテンツを含む)」を主たる目的とする電子メールによるメッセージ」と定義されている¹³。「商用電子メールメッセージの範疇には、取引を完結し、計算書を伝達するために必要なメッセージのような「既往の取引または取引関係に関するメッセージ」は含まない。

B. オプトアウトの要件

商用電子メールメッセージを受領する者はだれでも、将来、商用電子メールメッセージの受領を拒否する実効性のある機会を当該 e-メールの発信者から与えられなくてはならない。同法は、この「オプトアウト」の権利を保障するために、「明確かつ目立つ形で表示した返信用の電子メールアドレスまたはインターネット接続メカニズムの記載のない商用電子メールメッセージを、「オプトアウト」権で保護されたコンピューターに送信すること」を違法としている。そのアドレスまたはインターネット接続メカニズムは、「当該メッセージを受領した電子メールアドレスに当該送信者が将来商用電子メールメッセージを送信しないように要求するためのものである「14」オプトアウトの機会は、送信した商用電子メールメッセージそれぞれについて、当該メッセージの送信から少なくとも 30 日間は、有効でなくてはならない「15。

C. 表示添付の要件

本法は、商用電子メールメッセージの発信者に「メッセージが広告または勧誘であることの明確かつ目立つ確認」をそれぞれのメッセージに表示することを求めている¹⁶。商用電子メールメッセージの発信者はまた、当該発信者からの将来の商用電子メールメッセージをオプトアウトできる受信者の機会を明確かつ目立つ形で注意書の記載をしなくてはならず,また「物理的な郵便送付先の発信者の有効住所」を含めなくてはならない¹⁷。

<u>広告放送</u>

現在、FCC は放送メディア(例、テレビ、ラジオ)に金融広告の特定の制限をしていない。1985年以前には、FCC は「虚偽で、誤解を招き欺瞞的なコマーシャル」を禁止する政策を維持してきた。この分野での規制を中止するにあたり、FCC は「主たる法執行メカニズムを超えた制限を課することを妥当とする、特別な知識経験も迅速性ももちあわせていない。FTC こそ、広告が虚偽または誤解を招くかどうかを判断する知識経験を持つ機関である¹⁸」と説明した。FCC はさらに、消費者は、州法および連邦法により、被害を受けた者を救済する FTC の法的訴訟手続きやその他の法的救済手段を含め、いくつかの手段により欺瞞的な広告から保護されている、と説明した。

II. 免許の要件

¹³ 15 U.S.C. § 7702 (強調付加)。

¹⁴同上, §7704(a)(3)。「保護されたコンピューター」とは,連邦コンピューター詐欺乱用法から借りた語で,インターネットに接続したいかなるコンピューターをも含むように同法に定義している。

¹⁵同上, §7704(a) (3)(A)(ii)。

¹⁶同上, §7704(a) (3)(A)₀

¹⁷同上。

¹⁸ 『放送の不必要な規制を廃止する件』MM Docket 83-842, 57 Rad. Reg. 2d (P & F) 913, para 7, 38(1985)

A. 連邦が課す要件

米国の連邦レベルでは、貸金業者の免許に関する包括的な規定は存在しない。その代わりに連邦金融当局が、貸金業務を含め、連邦保険加入銀行機関を規制する多くの法令の運用を担当している。法令は金融機関の設立契約のほか、継続的な管理・監督を定めている。連邦銀行法および適用される金融当局の規則の遵守は、厳重に監視され、その執行は厳格である。しかしながら、ノンバンクである貸金業者の免許は、当該貸金業者が業務を行う州に委ねられている。

B. カリフォルニア州における免許の要件

カリフォルニア州貸金業者法は、免許なく貸金業または仲介業に従事することを禁止している。

免許を申請するにあたり、申請者は犯罪歴記録のチェックに必要な指紋および関連情報一式を提出しなくてはならない。指紋および関連情報は司法省(以下「DOJ」という。)に提出して、州および連邦の犯罪または逮捕の記録および履歴の情報を得るために用いる。DOJはまた、連邦捜査局(以下「FBI」という。)に連邦犯罪歴情報を請求し、回答をカリフォルニア州に提供する。貸金業者は免許を得ても、新しい場所で事業を行うためには再び申請を提出しなくてはならないが、それは州によって承認されることも拒否されることもある。申請書提出の時点において、申請者は審査料および指紋処理犯罪歴記録チェック費として100ドルを、申請料として200ドルを支払わなくてはならない。申請を撤回しまたは否認されても、いずれの費用も返戻されない。申請者はまた、一般に認められた会計原則に従って作成した州が受け入れ可能な財務諸表を提出しなくてはならない。当該財務諸表上、純資産は最低25,000ドルを必要とし、これを常時維持しなくてはならない。カリフォルニア州はまた、25,000ドルの保証金の積み立てを求めている。

申請の提出および費用の支払い後直ちに、州は申請者、および(1)申請者がパートナーシップであれば、そのジェネラルパートナー、および出資金の10%以上を直接・間接的に所有または支配する者または申請者の融資業務に責任を負う者を審査し、(2)申請者が法人、信託または協会であれば、その主要な役員、取締役、出資金の10%以上を直接・間接的に所有または支配する者または申請者の融資業務に責任を負う者を審査する。

申請は、列挙された事由に該当すると、却下される。その事由には、(1)申請中に重大な事実の 虚偽記載を行ったこと、(2)10年以内に有罪判決を受けるか、有罪を認めるか、不正、詐欺、欺 瞞を伴う行為を犯し、当該犯罪が実質的に免許規定に従い業務に携わる者の資格、能力または義 務に実質的に関連することが含まれる。

C. イリノイ州における免許の要件

イリノイ州消費者割賦金融法は、個人、パートナーシップ、協会、有限責任会社または会社は元本 25,000 ドルを超える金銭の貸付業務を免許なく営んではならず、イリノイ州法が許容する限度を超える率の利息、割引料または対価を課してはならず、契約してもならない、と規定している。かかる免許の申請は所定の形式の書面で行う。申請者は申請料として 300 ドルを、初年度の免許料として 450 ドルを支払う。申請者は、これまで純資産 30,000 ドルを維持し、将来も維持することを証明しなくてはならない。また、申請者および免許を受けた者は、25,000 ドルの保証金の積み立てを求められている。申請と申請料を提出すると、州は、(1)有限責任会社のマネージャー、パートナー、所有者、役員またはそれらの取締役を含む申請者の評判が法律の目的とする範囲で当該事業を正しくかつ公正に運営できるという確信を保障するに足りるものであること、

(2) 申請者が純資産要件を満たすこと,を判断するために調査を行う。申請が却下された場合には、450ドルは返却される。

施行規則は、次のような詳細な申請要件を定めている。(1)申請者の氏名、営業所候補地の住所、(2)事業体の形態。定款、パートナーシップの証明済み出資者明細、(3)申請者、ジェネラルパートナー、社長、事務長、執行上級副社長、取締役、25%超の株式を持つ個人の氏名、職業、居住地、信用調査書、年次順事業経歴書、重大な訴訟歴、もしあれば過去10年間の重罪歴、(4)一般に認められた会計原則に基づいて作成した直近の財務諸表、申請日の直近の四半期の貸借対照表および損益計算書、(5)他の州で拒否、取り消し、停止を受けたか否かにかかわらず(その事実があればその詳細説明書を含め)、申請者が貸金業者の免許を受けたあらゆる州の一覧表、(6)保証金、(7)代理人の選任書、(8)事業計画書、(9)店舗候補場所の内側および外側の写真、(10)当該場所内で行う予定の別の事業の詳細、(11)会社案内、(12)申請料、(13)その他必要な情報。

D. ニューヨーク州における免許の要件

ニューヨーク州は、個人または法人が,法律により免許を受けず、元本 25,000 ドル以下の消費者金融に従事し,当該貸金業者が法律で課すことを認められたよりも高い金利を課しまたは契約することを.禁じている。

免許の申請は、書面で、宣誓を付して、所定の用紙で行うものとし、必要な情報すべてを記載しなくてはならない。申請者は、申請者が事業を行う場所すべてを記載しなくてはならない。申請の審査のために営業場所の候補1件につき申請料1,000ドル、年間免許料1,000ドルを支払うものとする。申請者は自己資本要件と整合的な流動性に関する宣誓書を提出し、規則が定める融資が利用可能であることを立証するよう求められる。申請者は、申請者が営業のために営業所で最低50,000ドルの流動資産を確保できることを満足な形式で証明しなくてはならない。免許を受けた者は、別の場所で営業所を開設する場合、さらに書面で申請を提出しなくてはならない。

監督官は、申請人の財務上の責任、経験、性格および一般的な適性が、地域社会の信認を得られ、営業所ごとに50,000ドルの資産を確保でき、当該事業を正しくかつ公正に法律が目的とする範囲で運営できるという確信を保障するに足りると判断した場合には、免許を交付する。

施行規則は、貸金業者の免許を取得し、維持するためには、申請者は、(1)最低 50,000 ドルの流動資産、(2)最低 100,000 ドルの自己資本、(3)米国の銀行または保険会社からの最低 100,000 ドルの保証つきクレジットラインを維持しなくてはならない。

施行規則はまた、申請者の個人の経歴および金融業の経験を詳細に述べた調査会社の報告書を求めている。この報告書は,財務上の責任、経験、性格および一般的適性の存在を州が判定するために必要な情報を含むものとする。

施行規則は、申請者が消費者金融業において確認しうる類似の融資および信用調査経験を少なくとも5年間にわたり有し、申請者がかかる経験を有する従業員を雇用したことがあり、将来雇用することを明らかとすることを求めている。関連する他の学歴および事業歴も、州の裁量により、経歴要件の評価にあたりプラスとなることがある。

E. 英国における消費者金融法による免許

個人または法人を問わず、英国で消費者金融業を行う者は、1974年消費者金融法により免許を受けなくてはならない。英国で無免許の消費者金融を行うことは刑法違反となる。新聞、ミルクの代金などを一週間ごとに支払うという小額の契約については、100ポンド以下を条件として、例外が認められる。免許は、(1)申請者が作成した申請書により、免許書記載の申請者本人に与える公正取引局(OFT)が発行する通常免許、(2)OFTが適切と考える期間有効のOFTが発行するグループ免許のいずれかである。パートナーシップまたは法人化されていない団体の場合を例外として、通常免許は複数の者に対しては与えない。パートナーシップまたは法人化されていない団体に与える通常免許は、当該パートナーシップまたは団体の名で与える。

通常免許を取得するには、申請者は、自らが当該免許の対象業務を行うに適した者であり、自らが申請し免許を受ける名称は、誤解を招いたり望ましくないものではないことを示さなくてはならない。通常免許の申請者が消費者金融に携わるのに相応しい者かどうかを判定するにあたり、OFTは関連があると認められる状況、ことに申請者、またはその従業員、代理人または同僚(過去または現在の)、もしくは申請者が法人の場合には、OFTには当該法人を支配すると見られる者またはかかる者の同僚が、次のことを行っていた証拠を検討する。

- ・ 詐欺、またはその他の不誠実な行為、または暴力を伴う違法行為を犯した。
- 消費者信用法により規定された,もしくは消費者信用法に基づく条項に違反し、または他 法域で効力をもつそれに相当する条項、または個人への信用供与もしくは個人との他の 取引を規制する規定に違反した、
- ある事業の実施で、またはそれに関連して、性別、肌の色、人種、出身民族または出身 国を理由とする差別を行った、または
- 欺瞞的,圧制的,またはその他不公正または不適切(違法かどうかを問わない)と思われる事業に携わっていたことがある。

III. 監督および法執行

A. 連邦取引委員会法の執行

FTC は FTC 法第 5 条により、「不公正または欺瞞的な行為または慣行」を禁止する幅広い権限を有する。FTC は FTC 法による幅広い執行権を有するが、第 5 条は銀行、貯蓄組合、信用組合などの金融機関を含む規制業種に属する法人に関して、不公正または欺瞞的な行為または慣行に対する FTC の権限の適用除外を定めている(15 U.S.C. § 45(a)(2)参照)。金融機関の適用除外は、「第 18 条(f)(3) [15 U.S.C. § 57a(f)(3)]に定める銀行および貯蓄貸付組合」および「第 18 条(f)(4) [15 U.S.C. § 57a(f)(4)]に定める連邦信用組合」に及ぶ。これらの金融機関は、その代わりにそれぞれ連邦準備制度理事会(以下「FRB」という。)、貯蓄金融機関監督局(以下「OTS」という。)、および全国信用組合理事会の規制に服する(15 U.S.C. § 57a(f)参照)。これらの連邦銀行監督当局は、自ら監督する機関に関しては、第 5 条による執行措置を実施する権限を有する。

FTC は、FTC 法の執行権限により他の法の遵守にも責任を負う。たとえば公正信用報告法(以下「FCRA」という。)の違反は、FTC 法第 5 条に違反する取引の不公正なまたは欺瞞的な行為または慣行を構成し、FCRA そのものによる執行に加え、個人信用情報機関または FTC による執行に服するその他の者に関しては FTC が第 5 条に基づき執行する。金融機関による遵守は、次の場合、連邦預金保険法(12 U.S.C. § 1818)第 8 条によっても執行される。

- 国法銀行並びに外国銀行の連邦法支店および連邦法代理店は、OCCにより、
- 連邦準備制度の加入銀行(国法銀行以外の),外国銀行の支店および代理店(外国銀行の連邦支店,代理店,および保険を付した州法支店を除く),外国銀行が所有または支配する商業貸付会社,および連邦準備法(12 U.S.C. § 601 以下, § 611 以下)の第25条および第25条(a)により営業する機関は,FRBにより,
- 連邦預金保険公社(以下「FDIC」という。)の保険を付した銀行(連邦準備制度の加入銀行を除く)および外国銀行の保険を付した州法支店は、FDICにより。
- 貯蓄組合でその預金が FDIC の保険の対象となるものは、OTS 長官により。

また,全国信用組合管理局(以下「NCUA」という。)は,連邦信用組合法(12 U.S.C. § 1751以下)傘下の連邦法信用組合に関しては,第5条を執行できる。

B. 連邦取引委員会の権限全般

FTC は業務停止命令、訂正広告、開示の改善、消費者救済、不当利得返還ならびにその他の金銭 的救済措置および民事罰を含め、広い範囲の救済措置を図ることができる。

FTC は消費者保護法の実質的要件を次の方法により執行する。

- <u>行政命令</u>。 FTC はある慣行が法律に違反していることを判断またはルール作成により初期決定できる。
- <u>行政判断</u>。 FTC は行政的判断により「不公正または欺瞞的な慣行」(または他の消費者保護法制への違反)に対処することができる。違反があったと「信ずべき理由」がある場合には、FTC はその被疑事項を記載した訴状を出すことができる。被告が当該被疑事項の和解を選択する場合には、被告は責任を認めることなく確定命令を受けることに同意して同意協定に署名し、それにより司法審査を受ける権利を放棄する。FTC が同意案を承認したならば、それが確定する前に登録簿に当該命令のパブリックコメントを掲載する。
- 行政審判。 被告が同意協定の代わりに被疑事項を争うことを選択する場合には、 FTCの執務規則に従い行政法判事が判断する。聴聞終了後、行政法審判官は、事実 関係の所見と法律的結論を記載した「仮審決」を下し、停止命令の交付または審理 の却下を勧告する。この命令は FTC に控訴可能である。
- <u>最終的な FTC 命令の執行</u>。 命令は FTC または審理裁判所が停止しない限り,通常, 送達から 60 日後に確定する。被告が最終命令に違反した場合,違反一件ごとに 11,000 ドルを限度とする民事罰が課される。罰則は, FTC の命令の強制執行を訴え た裁判で,地方裁判所が下す。裁判所は「命令的介入」,および自らが適切と判断 する場合「その他のさらなる衡平法上の救済措置」を行うことができる。

C. 通貨管理局による強制措置

OCC は、多くのクレジットカード発行会社に強制措置を発表した。その中には 2000 年 6 月に Providian National Bank を巻き込んだ 3 億ドルの和解事件, 2001 年 12 月に First National Bank of

Marin を巻き込んだ 400 万ドルの和解事件がある。前者の和解契約では,同行はその取り扱い業務を一部変更して,約3億ドルの一時払い和解金を支払うことを約した。顧客に対して支払った金銭の大部分は,会員権関連の商品販売に関連したものである。和解金はまた,消費者が保有していた他のクレジットカードの残高に対して,同行が定めた競争可能な利率で販売された,残高振替プログラムにも充当された。この和解金は,同行のその他関連利率の開示に関係するプログラムにも対応する。

First National Bank of Marin の和解契約は,OCC が不法,または信頼できず不健全と述べた業務を停止すること,またその業務により損害を受けた顧客に補償を支払うことを義務づけた。同行は,補償の支払いを扱うため準備金を設定し,当初 400 万ドルを積み立てるよう義務づけられた。OCC は,担保差し入れ条件付きクレジットカードを販売する際の同行の行為は FTC 法に違反する不公正で欺瞞的な行為であり、連邦預金保険法がいう信頼できずまたは不健全である行為,と結論づけた。この和解契約では,信用枠が 50 ドル未満のクレジットカードを受取り,銀行がカードを発行してから 60 日以内にカードをキャンセルした消費者に関して,申込手数料やその他の手数料を返還することを銀行に義務づけた。また,和解契約は,信用枠が 50 ドル以下のカードを受け取ることになると知り,カードを受け取る前に申し込みを取り消し,または申し込み手続きを完了しなかった消費者にも申込手数料を返還するよう義務づけた。この和解契約は,銀行がその販売行為と開示を改めるようにも義務づけた。

D. 州司法長官による強制措置

州法により定めた具体的な強制措置権限に加え(別添 10, 11, 12 参照)連邦法は、州の公務員に強制措置権限を与えることができる。たとえば、FCRA 第 621 条によると、州の警察長官、または州が指定する公務員または機関は、ある者が同法に違反した、または違反していると信ずべき理由がある場合には、州はいずれかの連邦地方裁判所または管轄権を有する他の裁判所にも当該違反を差し止めるように訴えを起こすことができ、当該者が当該違反の結果州民に与える損害を回復するため、当該州民に代わり訴えを起こすことができる。

そのような訴訟を提起する州は、FTCに書面で通知しなければならず、FTCまたはその他の適宜の連邦機関は、権限とりわけその訴訟に介入する権限を有する。

E. 英国の強制措置制度

消費者信用法を執行する権限は、公正取引局に与えられている。執行権限を正当に与えられた公務員は、債権者への立ち入り調査権を認められている。管轄当局は法令遵守を確認するため、試買(おとり捜査)することもできる。消費者信用法の違反は、禁固、罰金またはその双方で罰せられる。

IV. 取り立て制限

A. 取り立て方法の連邦による制限

公正債権取り立て法(以下「FDCPA」という。)は、消費者金融の取り立てに関する不公正で 欺瞞的かつ乱暴な取り立てを禁じている。通常、FDCPAは「第三者である取り立て人」にのみ 適用され、自らの債権を取り立てる貸金業者には適用されない。FDCPAの第803(6)条(15 U.S.C. § 1692a(6))の中心的条文は「債権取り立て人」を「債権の取り立てを主要業務とする事業で州 際通商の手段または郵便を用いる者、または他人に対して負う債務もしくは負うとされる債務を 直接または間接に常時取り立て、または取り立てようとする者」と定義している。その結果、自らの名で自らの債権を取り立てる貸金業者はこの連邦債権取り立て法の条文の制限を受けない。FTC事務局は、「構成債権取り立て法に関するFTC事務局公式コメンタール」(以下「コメンタール」という。)を発行している。このコメンタールはFTCによるFDCPAの解釈を規定している。これは事務局による同法の解釈を明確化しようとするものであるが、法の規定そのものには影響力を及ぼさない。これはFTCによる、取引を規制する正式のルールでも勧告的見解でもないが、FDCPAの解釈としては役立つ。

B. カリフォルニア州債権取り立て法

カリフォルニア州債権取り立て法は、連邦法をいくつかの方法で拡張している。カリフォルニア州法は、連邦法のように第三者である取り立て人のみならず、自らの債権を取り立てる貸金業者にも及ぶ。カリフォルニア州法では、「取り立て人」を「通常の事業活動として自らまたは他人のために常時債権取り立てに従事する者」としており FDCPA の定義より広い。この用語は、債権取り立てに用いられているまたは用いようとする,書式、書簡またはその他の取り立て手段を構成し、販売し、または構成もしくは販売しようとする者を含む。ただし法律でいう弁護士を含まない」(カリフォルニア州民法第1788.2条)。カリフォルニア州法には、当該債権がなりすまし行為の結果であることを,証明する法定要件を債務者が満足する場合には、債務取り立て行為を禁止する規定が存在する。

C. イリノイ州債権取り立て法

イリノイ州法も、同様な債権取り立て規定をもっている。イリノイ州債権取り立て代理人法(同州法規集 225 III. 425/1 以下)およびイリノイ州消費者詐欺欺瞞慣行法(同州法規集 815 III. 505/1 以下)の双方が債権取り立てに適用される。債権取り立て代理人法は、債権取り立て業者全員にイリノイ州専門職規制局への登録を義務付けている。登録義務は原債権者には適用されず、自らの債権を取り立てる銀行、金融機関、貸付機関および,自らの債権を取り立てる小売店には適用されない。イリノイ州債権取り立て代理人法では、たとえば債権を取り立てる者は、次のことを行ってはならないとされている。

- 暴力を用い、または用いると脅迫する。
- 根拠なく刑事告訴またはその他の法的措置で脅迫する。
- 雇い主に通報し、または通報すると脅迫する。ただし、債務者が30日を超えて債務履行 を延滞しかつ債務者の雇い主に通報する旨の通知を受けている場合を除く。
- 頻繁な連絡により債務者または債務者の家族に迷惑をかける。
- 午後9時から午前8時までの間に債務者に連絡する。
- 債務支払いを拒む債務者のリストを公表する。

イリノイ州専門職規制局は、申し立ての審査を担当し、法に違反する取り立て代理人を処罰することができる。また、代理人を観察下に置き、代理人の免許を停止または取り消し、もしくは申し立て一件あたり1,000ドル以下の罰金を課すことができる。

D. ニューヨーク州債権取り立て法

ニューヨーク州債権取り立て手続き法は、FDCPAを超えて、自らの債権を取り立てる貸金業者にも及ぶ。ニューヨーク州法が FDCPA を超えるのは、「主たる債権者」の定義であり、「個人、会社、法人または組織で、消費者が債務を負う先、負うとされる先、対価を支払うべきとされる

先,または当該個人,会社,法人または組織から債権を譲渡された者」となっている点である。 たとえば、ニューヨーク州債権取り立て手続き法は、次のような行為を禁止している。

- 債権者が債務者に対する判決を得る前に雇い主に債務の性格を通報する。
- 債権者が通常とらない、またはとり得ない訴訟を起こすと脅迫する。
- 当該債務に関して契約以上の手数料を取り立てると脅迫する。
- 法的措置に類似した、または政府機関から認められたもしくは発せられたと装う方法で 通告する。
- 乱暴または迷惑と合理的に考えられる頻度、時間帯に債務者またはその家族と接触する。

V. クレジットカードの開示要件

A. 申込書類および勧誘書類の開示事項

クレジットカードの発行者は、クレジットカード口座の申込書類および勧誘書類に、特定の開示事項を記述しなくてはならない。開示事項は明確かつ目立つ形で書面に記述しなければならないが、消費者が保存できる形式でなくてもよい。ある種の開示要件事項は特別な形式要件を満たさなくてはならず、表形式またはレギュレーション Z に指定した要件を満たす,目立つ位置におかなくてはならない。申込書類および勧誘書類に記載すべき開示事項は、次のうちから該当するものを選ぶ。(1)年利率(買い物の際の利率は 18 ポイントで印刷)、(2)年間費用および手数料,(3)最低融資手数料,(4)取引手数料,(5)据え置き期間,(6)残高計算法,(7)一括 クレジットカードでの支払い明細書,(8)キャッシング手数料,(9)延滞手数料,(10)限度超過手数料,(11)残高振替手数料。

B. クレジットラインの当初開示事項

貸金業者は、リボの初回の取引を前に当初開示事項を伝達しなくてはならない。当初開示事項は、当該リボに適用する実際の条件を反映しなくてはならない。開示事項は明確かつ目立つ形で、かつ消費者が保存しうる形で示さなくてはならない。開示事項は、次の項目のうち適切なものとする。(1)予約手数料率および年間利率、(2)その他の料金(予約料以外の)、(3)担保、(4)請求権の記述。

C. クレジットラインの定期的開示事項

貸金業者は追加的な予約手数料が発生する日から少なくとも 14 日前に定期的開示事項を郵送または交付しなくてはならない。開示事項は明確かつ目立つ形で、かつ消費者が保存しうる形で示さなくてはならない。(1)従来の貸付残高、(2)クレジットカード取引の摘要、(3)前期支払い額、(4)期間利率および対応する年間利率、(5)手数料計算の基礎となる残高、(6)手数料の額、(7)その他の課される手数料、(8)契約終了日、(9)据え置き期間、(10)誤請求の通知を発送するあて先。

D. 英国における開示要件

2004年消費者信用(情報開示)令は,1974年消費者信用法の開示規定を実施するための規定である。この政令は、契約に署名する前に債権者は2004年消費者信用(情報開示)令に規定する

開示事項を伝達しなくてはならない、と定めている。開示すべき保護および是正手段の情報および記述は、以下の通りとする。

- 読みやすく,可能であれば地の色と容易に区別しうる色とする。
- 他の情報や文言とは入り混じらず、合計と小計を区別できる文言、契約の条文との相互参照を可能にする。
- 表題以外は同じ顕著性で。表題は大文字,下線,太字またはゴシック体などで強調してよい。
- 次のような書類に記載する。
 - 関連契約を表す文書および当該契約を表す文書に引用するその他の文書と は別の書式とする。
 - 「契約前のお知らせ」と題する。
 - 表題と関連のない情報または語句を含まない。
 - 債務者が入手し、利用可能な紙またはその他の耐久性のある 手段とする。
 - 開示した箇所から債務者がそれを取り出せるようにする。

同政令は、また次のような事項を債務者に開示するよう債権者に求めている。

- 契約が課す権利義務
- 当該信用の利息額および利率。
- 消費者信用法に規定する保護および救済措置。

VI. 計算書およびその他の開示事項の電子的交付

計算書およびその他の口座関連事項の電子的交付に関する米国法

A. 国際国内取引における電子署名法

国際国内取引における電子署名法(以下「電子署名法」という。)第 101 条(a)は「署名,契約,かかる契約に関連するその他の記録は、電子的形式によっているというだけの理由で法的効果、有効性または執行可能性を否定されることはない」と規定している。電子署名法第 106 条(4)は、「電子的記録」を「電子的手段で作成、発生、送付、伝達、受領または蓄積した契約またはその他の記録」と定めている。また、電子署名法第 106 条(9)は、「記録」とは、有形のメディアに書き込まれた情報または電子的またはその他のメディアに蓄積され、認識しうる形式で検索可能な情報」と規定している。電子署名法を実施するための連邦ベースの政令はないが、同法自体、電子的契約および署名、またことに同法の肯定的同意条項の執行可能性を担保するため、企業が電子署名法を利用するためにとるべき措置を規定している。

B. 電子的伝達に関する中間最終ルール

FRB は 2001 年, 5 つの連邦消費者保護法による開示事項の電子的伝達に関する統一基準を設定するため、FRB による公式事務局コメンタールとともに、次の中間最終ルールを発表した。レギュレーション B (金融機会平等), E (電子送金), M (消費者リース), Z (貸付真実法), DD (貯蓄真実法), (以下「中間最終ルール」という。

中間最終ルールは,電子的開示の交付および時期に関する指針提供を目的としたものである。貸金業者のような会社は,当該会社が電子署名法に含まれる肯定的同意条項に従うのであれば,消費者に提供を要する開示事項を電子的形式の書面で交付することが認められる。

中間最終ルールは、「電子署名法・・・およびこの部のルールに基づき、債権者はこの部により 書面で要求される開示事項を,電子的に伝達することができる」と、具体的に定めている。

中間最終ルールによると、電子的開示は、消費者が指定する電子アドレスあて e-メールで交付できる。または、それらを当該機関のウェブサイトなど他の場所で取得できるようにしても良い。しかし、中間最終ルールによると、ウェブサイトで入手しうる開示事項は、少なくとも 90 日間は入手可能でなくてはならない。

中間最終ルールは、2001年10月1日に強制的な効力を発するものと予定されていた。2001年8月に業界が出した強い懸念のために、FRBは強制的効力発生日を延期し、さらなる柔軟性をルールに与えるため追加的な調整を考慮すると述べた。以来、FRBはさらなる行動をとっていない。しかし、企業は、既往の方針および実務に従い、電子署名法を遵守するものを含め、電子的開示を継続交付することを認められている。しかしながら、中間最終ルールに従えば、企業は安全な方法を採択したことになる。

C. 代替的顧客情報提供法

FRB は、消費者への定期的な書面による計算書の送付を完全に代替する手段を企業に提供する、再補充型デビットカードに関する中間最終ルールを発表した。具体的には、企業は、消費者への定期的報告の郵送に代えて、(1)電話で残高情報を提供できる、(2)消費者が電子的に口座にアクセスした時点から少なくとも 60 日前までの消費者の取引歴を、インターネットにより提供できる、(3)消費者が請求した日から少なくとも 60 日前までをカバーする消費者の取引歴を書面で、要求に応じ即時に提供できる。

伝統的な書面による定期的な報告モデルから脱却しようとする FRB の意思は、口座情報の伝達の方法および時期の両面において、他の定期的報告(クレジットラインについてのものも含む)その他情報を電子的に提供するための法的要件に柔軟に対応しようとする FRB の開放的意図を表している。

さらに、FRBは、デビットカード利用者が自らの口座をいかに管理し利用しているかに関する情報を得るため、カード所有者のフォーカスグループテストを行った。フォーカスグループ参加者の大部分は、電話により自らの残高を定期的にチェックし、オンラインで残高および取引情報をチェックした。これに対して、紙による定期的報告書を受領する参加者は、総じてその報告書を勘定の動きの記録としてファイルしているが、取引を追跡したり誤りを確認するためにはそれを利用することはまれであった。

英国における電子的開示

2004年命令は、規制下にある契約を提供し通知またはその他の書類を交付するために、電子的伝達方法の利用を可能とし容易とするため、2000年電子通達法により改正された1974年消費者金融法の種々の条項を改正した。この命令は、消費者が電子的交付の方法および伝達の形式に同意すれば、文書を電子的に伝達することを認める旨の第176条Aを、消費者信用法に挿入するものである。これらの文書は消費者が知らせるアドレスに送信しなければならず、将来の照会のため無

償でコピー可能な方法で蓄積できなければならない。この命令は、「紙」「ページ」という語は、適切であれば電子的伝達方法をも意味することを規定している。「署名」という語は、今では電子署名をも含む。さらに、この命令は1983年消費者信用令も改正した。これにより、署名欄および注意書きを定めている場合には、債権者は消費者が行うべき署名の提供、伝達または確認のプロセスまたは手段についての情報を記載することができる。

VII. 連邦法による専占

A. 実質的な専占

連邦法により認められた銀行の連邦法により与えられた権限を制限する州法に対する専占は、国法銀行と連邦貯蓄貸付組合に適用すると昔から認められている米国憲法の基本原理に基づいている。12 U.S.C. § 24 (7)は、国法銀行に「銀行業を営むに必要なすべての付随的行為」に従事することを認めている。米国最高裁判所の判例によると、連邦法により認められた銀行はすべて等しく、国法銀行の創設の目的に反する州法に制限されずに営業できるよう意図されている。さらに、連邦法は、連邦法により認められた銀行の連邦法により与えられた権限に反する州法に対する連邦法の専占を特定する OCC の権限を明示的に認めている。

この点に関して、OCC は連邦法の専占に関するルールを定めた。これは連邦法の専占のあらゆる問題に関する一連の連邦裁判所判例および OCC の解釈を規範化したものであり、連邦貯蓄貸付組合に適用する州法の種類について OTS が発した実質的に同種のルールと対比している。ことに、専占のルールは、国法銀行の預金受け入れ、貸付(不動産、動産)またはその他の業務を「妨げ、損ない、または条件付ける」州法に連邦法が専占すると説明している。専占ルールは、それらの各分野について説明している。さらに、この専占ルールは、州法が国法銀行の貸付、預金受け入れおよびその他の業務に適用される状況を明確にしている。それを行うにあたり、専占ルールは、国法銀行に影響する州法のうち、連邦法による専占の対象となる種類と対象とならない種類を挙げている。

住宅所有者貸付法(以下「HOLA」という。)により、OTS は連邦貯蓄貸付組合の営業に影響を与える州法は、連邦によって専占されることを示す規則および種々の勧告的見解を公布している。OTS 規則の範囲はきわめて広く、連邦貯蓄組合が貸し付けるすべての分野をカバーし、種々の融資商品に対する連邦法の専占の適用による区別はしていない。OTS の連邦法の専占に対する立場は、連邦貯蓄組合の連邦規制体制が、貯蓄貸付組合の融資業務に影響を及ぼす規則の「全分野にわたる」ということに基づいている。OTS の専占ルールは、当該規則が「連邦の一様な規制体制に従い、連邦貯蓄組合がその貸付権限を行使する最大限の柔軟性を連邦貯蓄組合に与えるために」意図された、と述べている。そのため、OTS 規則の第560.2条は、信用条件を含め、「与信活動を規制し、その他影響を与える趣旨をもつ州法に関係なく」その貸付権限を行使することを連邦貯蓄組合に認めている。

B. 執行における専占

OCC は、自らの専管的執行権限を明確にするルールを発している。立ち入り検査権のルールでは、OCC が連邦法により認められた国法銀行の業務の「内容および行為」に関する専管的な立ち入り検査権および執行権を有することを明らかにしている。OCC の専管的な立ち入り調査権は、州が国法銀行を監督することを妨げている 12 U.S.C. § 484 に基づいている。OCC は、州職員が国法銀行に対して執行措置を行使する事例の増加に対応して、その立ち入り調査権を定めた。執行ルールは OCC の立ち入り検査権の範囲に関連して 2 つの点を明らかにしている。第1に当

該ルールは、OCC が連邦法により認められた国法銀行の業務の「内容および行為」に関する専管的な立ち入り検査権を有することを明確とするため、第7.4000条(a)(3)の文言を変更する。第484条は「国法銀行は、連邦法により認められたか、裁判所によって付与されるか、または議会が過去または将来に行使しまたは指示する立ち入り検査権以外の立ち入り検査権には服さない」と定めている。このルールは国法銀行の活動すべての「専管的監督官庁」としてのOCC の立場を明確にしてはいるが、州が「銀行業務」とはあまり関係のない法律、たとえば環境法や消防法を執行するのを妨げるものではない。同様に、OTS は貯蓄金融機関に対する専管的立ち入り調査権限を有することを主張している。

C. 利息の持ち出し(輸出)

国法銀行法第85条(12 U.S.C. § 85)は、国法銀行にそれが所在する州の法律で認める利率で他の州でも利息を徴収することを認めている。さらに、OCCの規則は、「第85条にいう『利息』という語は、信用の供与、クレジットラインの提供、または与信条件に対する借入人の違反に対して、債権者または将来の債権者への対価の支払いを意味する」と述べている。さらに具体的には、同規則第7.4001条(a)は、「利息」を構成する報酬の種類には、期間に対応する利息、遅延損害金、不足資金に対する報酬、限度超過料、年間手数料、キャッシング手数料および会費が含まれると定めている。さらに、国法銀行は連邦預金保険法第27条(a)により同様な利息の持ち出し権限を有する。

同様に、HOLA 第4条(g)は貯蓄組合に対し、州法に不利な規定があっても、貯蓄組合の本店の所在州の法律によりどのような種類の貸付業者にも認められている最高利率で貸し付け、またはその他の信用供与に利息を課すことを認めている。さらに HOLA 第4条(g)を施行するための OTS の規則は、ある州に所在する貯蓄組合は当該州の法律により、州法により免許を得た貸付機関に認められた最高利率で利息を課すことを認められている、と規定している。さらにこの規則は、州法が特定の種類の融資に種々の利息を課すことを認めている場合には、かかる貸付を行う連邦貯蓄組合は、許容された利息の決定にとって重要な、当該種類の貸付に関する州法の規定にのみ服するとまで規定している。

D. 州法の効果

1. 消費者保護基準。 連邦法の構造如何にもよるが、連邦法は州法の代替法ではなく、むしろ実際には最低限度の法律として機能する。すなわち、連邦法の中には、州は連邦法が課す要件よりも幅広い要件を課すものがある。たとえば、FRBが管掌する連邦消費者保護法の大部分による基準は、州法が連邦法と整合的でないところについては、州法は連邦法に排除されるが、単に州法が連邦法より高度の消費者保護を規定してからといって、州法が連邦法と整合しないわけではない。たとえばレギュレーション Z(貸付真実法)は、「州法が債権者に連邦法の要件と矛盾する開示または行為を行うように債権者に求めるとすれば、州法は不整合である」と述べている。しかしながら、連邦法よりも高度の消費者保護を認める州法は、通常は不整合と考えられず、共存することができる。

さらに、連邦法を補足する能力を州法に提供する連邦法がある。たとえば、グラム・リーチ・ビリリー法(以下「GLBA」という。)第507条は、州による更なる保護を課することにより、関連のない第三者への情報の開示に関連するGLBAの条文を補足するように州に促している。

2. 連邦法による明示的な専占。 他方,連邦法が規定する事項または業務に要件を課す州法に明示的に専占する連邦法もある。たとえば,2003年公正正確信用取引法(以下「FACT法」

という。)は、次の7つの重要な分野で既存の全国一律基準または専占基準を恒久化するために、FCRAを改正した。(1)関係会社間の情報交換,(2)消費者報告に含まれる情報,(3)個人信用情報機関に情報を提供する者の責任,(4)個人信用情報の利用に関連して不利な情報を消費者に提供する者の責任,(5)個人信用情報の利用に伴う事前選別活動,(6)消費者が情報の正確性について争う場合に個人信用情報機関が従うべき手続き,(7)個人信用情報機関がクレジットファイルからの情報を消費者に提供する場合,個人信用情報機関が消費者に説明すべき権利の概要の形式または内容。

FACT 法はまた、FACT 法が FCRA に付加した、なりすまし防止および影響緩和規定により、「必要となる行動」の全国一律基準または専占基準を規定している。それらの中には、(1)クレジットカードおよびデビットカードの口座番号のトランケーション、(2)詐欺の警告、(3)なりすましから生ずる情報の流出阻止、(4)個人信用情報にある社会保障番号のトランケーション、(5)「警戒」ガイドライン、(7)詐欺的債権の売却または移転の禁止、(8)詐欺的情報の債権取り立て業者による通報、(9)なりすまし告訴捜査の調整、(10)詐欺的情報の流通の阻止、(11)個人信用情報の処分、がある。

FACT 法はまた, (1)関連企業から得た情報に基づく勧誘, (2)リスクベースの価格設定通知, (3) なりすましの被害者に情報を提供する義務を含め, 同法の他の新しい規定により「規制された事項」に関する,全国一律基準または専占基準の規定を追加した。

VIII. 代替的紛争解決

A. 米国における代替的紛争解決

契約当事者は、将来の紛争を仲裁に付託する旨の合意を契約中に挿入することにより、紛争が発生する前に代替的紛争解決(以下「ADR」という。)を通じて紛争を解決することに合意することができる。

消費者との契約で、ADR の最も一般的な形式は仲裁である。仲裁は紛争を最終的かつ拘束力のある解決のため、中立的な仲裁人に紛争を付託することである。仲裁は裁判所で行う裁判より略式であるが、仲裁人の裁定は最終的である。契約当事者は契約で、アメリカ仲裁協会のような特定の仲裁サービスを利用する旨、契約で合意する。契約当事者は通常、仲裁の費用を分担する旨、合意する。また特定の仲裁機関のルールでは、契約当事者が仲裁費用を分担すると定めている。ただし、多くの消費者との契約では、会社側が仲裁費用を全額負担することになっている。

典型的な仲裁条項としては、「本契約または本契約の違反から生じ、またはそれらに関連した対立または請求は、〔仲裁団体を記入〕が主宰する仲裁により、その適用ルールに従い解決するものとする¹⁹。仲裁人が下した裁定の判断は管轄権を有する裁判所で執行判決を受けることができる。」などがある。仲裁は裁判所の手続きよりも略式であり、裁判所における訴訟に適用される正式手続きは適用されない。仲裁に訴える場合には、当事者は紛争を記載した書面を、選択した仲裁サービスに提出し、手数料を支払い、写しを相手側に交付する。

仲裁審理は、概して裁判所の審理よりも迅速で、略式である。審理は私的なものとされ、裁判における審理とは異なり、通常公開されない。仲裁サービスが仲裁の実施を定める規則を持ってい

-

¹⁹ 契約当事者は、AAA 商業仲裁規則または JAMS (Judicial Arbitration and Mediation Services 法的仲裁 調停サービス) の簡易仲裁規則のような特定の規則を選択することができる。

ても、契約当事者は他の手続きに合意していれば、仲裁人は通常当事者の合意を受け入れる。証拠開示手続きは認められるが、裁判所における裁判よりもずっと限定されているのが普通である。証拠開示手続きの必要がなければこれはメリットであるが、一方の当事者が立証のためにそれを要求する場合はデメリットとなる。連邦仲裁法では、仲裁人は文書の提出を求め、聴聞に出席を求めることができる²⁰。しかし、証拠に関係する連邦法は適用されず、通常仲裁人は、裁判では認められないような伝聞証拠やその他の証拠の提出を認める。契約当事者は、仲裁人の裁定に拘束される旨合意しているので、控訴権はきわめて限られている。

B. 仲裁を認める米国法

連邦仲裁法(以下「FAA」という。) (9 U.S.C. §§ 1-16) は、明確に仲裁合意を認めている。第2条に次の通りである。

契約もしくは商業取引に関して爾後に生ずる争いまたは契約もしく は商業取引の全部もしくは一部の履行拒否を仲裁で解決する旨が契 約書の条項として記載されている場合、あるいはかかる契約、取引 もしくは履行拒否に関する既存の争いを仲裁に付託するとの書面に よる合意がある場合は、契約の取り消しに関するコモンロー上また は衡平法上の事由が存在する場合を除き、それらの条項または合意 は有効であり、取り消し不能であり、執行可能である。

仲裁合意に服すべき訴訟が裁判所に提訴された場合,裁判所は仲裁終了まで当該訴訟を停止するか,仲裁を強制することができる(9 U.S.C. §§ 3-4)。FAA は聴聞のため証人を招致する権限を仲裁人に与え,連邦裁判所は,仲裁人の招致に応じない者の出席を強制しまたは仲裁人の招致に応じない者を罰することもできる(9 U.S.C. § 7)。

C. 最近の仲裁判断

1. 2006年2月21日,米国最高裁判所は、仲裁を重視する従来確定していた見解を改めて確認する判決を下した。Buckeye Check Cashing, Inc.対 Cardegna 事件(126 S.Ct. 1204, (2006))で、最高裁判所は「裁判所または仲裁人は、仲裁条項を含む契約の違法性のため無効であるとする訴えを検討すべきかどうか」という問題を扱った。Buckeye が問題とした契約は、原告が小切手と金融費用を交換に現金を受領した繰り延べ払い取引だった。この契約には仲裁条項があった。原告は、契約は高利でかつ違法であるから契約中の仲裁条項もやはり無効である、と主張した。

米国最高裁判所は、仲裁条項を含む契約の有効性を争う場合は、仲裁人が判断すべきであり、裁判所はそのような争いが仲裁条項そのものに関係する場合にのみ関与すべきで、契約全体については関与してはならない、との判決を下した。

2. Discover Bank 対 ロサンゼルス高等裁判所事件(113 P.3d 1100 (Cal. 2005))で、カリフォルニア州最高裁判所は、デラウェア州法が、消費者クレジットカード契約で仲裁を求める条項に関連する集団訴訟の権利の放棄を認めるかどうかの事案で、事案を控訴審に差し戻す判決を下した。Discover Bank 事件では、クレジットカードの発行時点では、原告のクレジットカード契約

_

²⁰ 宣誓証言のために仲裁人が証人を招致することが認められるかどうかについては、法域の間で見解の相違がある。

は仲裁条項や集団訴訟の放棄の条項を含んでいなかった。Discover Bank はその後、文言変更の 規定に従い、契約に次のような文言を加えた

「変更の通知 当社は新しい仲裁条項を加えます。これにより、お客様または当社が両者間の請求または紛争を仲裁で解決することを選択した場合には、お客様も当社も当該事案について裁判所に訴えたり、陪審審理を受けたりする権利をもたないものとします。この仲裁条項は、これが効力を発生する日以前に起こした訴訟には適用しません」

「お客様も当社も,他の口座に関して他のカード会員による,または他のカード会員に対する仲裁で請求を統合すること,またある種の集団の代表者もしくはメンバーとして,または私的法務総裁の資格で要求を仲裁に付託しないものとします」

カリフォルニア州最高裁判所は、カリフォルニア州法によると「契約当事者間の紛争が,小額の 損害にかかわると予測される状況での消費者附合契約に含まれる」このような集団仲裁の放棄は、 不当で執行不能であると判断した。

しかし、カリフォルニア州最高裁判所は、法の選択条項ではデラウェア州法を指定することに合意したのであるから、本事案はデラウェア州法を適用すべきかどうかの判断について差し戻しすべきであるとした。もしそうならば、集団仲裁の放棄は、文言の変更条項でカード所有者全員が当該変更の時点で仲裁条項をオプトアウトまたは拒否する機会を与えられたのだから、有効である可能性が大きいと見られる。

この点に関しては、別添 8 にあるように、OCC が強制的仲裁条項に公正性の観点から疑問を呈していることに注目されたい。別添 25 にある消費者仲裁に関するアメリカ仲裁手続きも参照されたい。

IX. ニューヨーク州の小規模融資実例

A. ニューヨーク州の小規模融資の免許交付および利率制限

ニューヨーク州小規模融資法(ニューヨーク州銀行法第 340 条以下)は,元本 25,000 ドル以下の消費者金融または元本 50,000 以下の自然人向け商業目的金融を行う貸金業者に適用される。これら業者は年 16%(ニューヨーク州では 250,000 ドルまでの自然人向け融資に対する高利の最高限度)を超える利息を徴収するには免許を必要とする(ニューヨーク州銀行法第 340 条)。銀行には年 16%を超える利率で利息を課すことを認める別の法律が適用される。すなわち,小規模融資で免許を必要とするのは,ノンバンクである。

小規模融資法では、免許業者は「本章第340条に規定した元本額を超えない金銭を貸し付けることができ、免許業者と借入人の間で合意した利率で利息を課し、契約し、受領することができる」(ニューヨーク州銀行法第351条)。1980年までは、免許業者は貸付額によりいろいろの利率の制限を課されていた。1980年、同州では当時の柔軟性にかける利率制限が、ニューヨークの貸金業者からの消費者金融の利用を困難としていた一方、州外の業者はニューヨーク州の利率

制限にかかわらず、自分たちの利率をニューヨーク州に持ち込んで営業することができた。その ため、ニューヨーク州法を変更する法律に署名した時の知事によると(別添26参照)、「大部 分の法定利率制限を撤廃し,利率を市場の力に任せることにより,本法案はニューヨーク州民に 消費者金融へのアクセスを保障することになった」(同上)。しかしながら、1980年以降、 「合意した利率」という語句をめぐって、免許業者が課す利率が完全に自由化されたのか、それ ともニューヨーク州刑法で定める高利の制限 25%が存続するのかで、若干の混乱があった。こ れに関しては、次に記述するように、ニューヨーク州銀行局は、この語句は民事の高利制限の 16%を越えた部分であると非公式に解釈し、25%を超える部分は刑法上の高利を構成するため 25%の制限があるとした(ニューヨーク州刑法第190.40条, 第190.42条)。同時に、民法と刑 法上の高利の制限は、ニューヨーク州銀行法に準拠して営業する免許業者には適用しないとする ニューヨーク州の判例が少なくとも出ている。そのため、免許業者は法律の産物であり、その機 能はニューヨーク州銀行監督官が発行する免許に由来するにもかかわらず、刑法の高利制限の適 用があるかどうかは、依然として判明していない。ずれにしても免許業者は、免許業者が課すこ とができる利率に加え,ニューヨーク州銀行法第 351 条で明示的に認められる手数料を課すこと ができる。すなわち、それらの手数料は法律には具体的には定まっておらず、当該融資に適用す る利率を計算するときには、それには含まれないのである。

ニューヨーク州銀行法第 353 条は、同法第 340 条により認められた額を超えて融資する免許業者は、一般的高利制限、すなわち既存の 16%の規定に服する。そのため、免許業者が消費者の個人的目的のために 25,000 ドルを超えて融資するのであれば、最高利率は 16%となる。

ニューヨーク州銀行局からは、この利率条項をめぐっていろいろの非公式な意見書が出ている。 たとえば、2005年4月11日付の書簡によると、ニューヨーク州銀行局は、ニューヨーク州銀行法第340条および第351条の規定ならびにニューヨーク州刑法第190.40条により、免許業者は年25%を超えない利率で次の融資から利息を徴収できる。(1)個人、家族、世帯、または投資の目的であれば個人向けに25,000ドルを超えない融資。(2)事業または商業目的であれば50,000ドルを超えない融資。この書簡は、ニューヨーク州銀行法第351条が、利息のほかに法律に定めた手数料を借入人に課すことを免許業者に認めていることを確認している。

同様に、2005年1月12日付けの非公式の見解書簡は、利率が16%を超える場合には、免許が必要であるかどうかを論じている。問題の融資は、ニューヨーク州で個人、会社またはその他の企業体に7,500ドルから50,000,000ドルまでの金額帯で行うものである。そのような融資の中には利率が年16%を超すものもある。同書簡は、第40条をニューヨーク州銀行法の一般債務法第501条とともに読むと、融資の利率が年16%を超える場合には、ニューヨーク州内の個人に元本25,000ドル以下の融資を個人、家族、世帯または投資の目的のために行う業者、または個人に元本50,000ドル以下の融資を事業または商業の目的のために行う業者は、免許が必要となる、と規定しているのである。